

質問事項に対する回答

案件名称：経営改善策検討支援等業務委託

No.	質 問	回 答
1	<p>【募集要項】</p> <p>6. 応募手続き等に関する事項 (3) 企画提案書等の作成及び提出について ア提出書類 (イ) B 実現性（各業務のスケジュール表、業務工程表、業務実績表） 法人の受託実績について、証憑（契約書又は請求書の写し等）を提案書に添付して提出する必要はないという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、提出書類の内容について、必要に応じて確認を行う場合があります。</p>
2	<p>【募集要項】</p> <p>7. 選定に関する事項 提案内容評価表 仕様書3. 有識者会議に係る運営支援業務のうちの「オ 市民向け広報資料の作成」を除く業務内容、4. 他都市等への調査業務、5. 海外調査業務、並びに6. 財政収支作成支援業務は、募集要項の提案内容評価表において該当する審査基準が見受けられないことから、提案の評価対象にはならないものと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>提案内容評価表に明示されている項目が評価対象となります。</p>
3	<p>【仕様書】</p> <p>1. 概要 仕様書 1. 概要において、「本市の広報媒体等について拡充（HP 等で掲載するコンテンツ等の作成を想定）を行う」とありますが、本業務では、あくまでも貴市広告媒体等へ活用できる広報資料を作成し、HP等のコンテンツ作成までは含まないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	<p>【仕様書】</p> <p>3. 有識者会議に係る運営支援業務 (2) 業務内容 イ 有識者会議資料の作成支援 仕様書3. 有識者会議に係る運営支援業務 (2)業務内容 イ 有識者会議資料の作成支援における「発注者が提供する資料の基礎データから有識者会議資料の原案を作成する」とありますが、どのような有識者会議資料の原案を作成するかといった企画提案については求められておらず、発注者様の指示をある程度頂く下で作成する趣旨と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>【仕様書】</p> <p>3. 有識者会議に係る運営支援業務 (2) 業務内容 オ 市民向け広報資料の作成 仕様書3. (2)オ「市民向け広報資料の作成」について、受注者が成果品として提出する資料は、中間報告書・最終報告書それぞれに対応する広報資料（各広告媒体に活用できるベース資料）で、HP 掲載用、デジタルサイネージ用、SNS 掲載用等の媒体別での作成は想定されないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	<p>【仕様書】</p> <p>4. 他都市等への調査業務 (2) 業務内容 ウ 調査方法 仕様書4. 「他都市等への調査業務」について、受注者による他都市・公益事業体等への照会にあたり、回答率向上のため、受注者ではなく発注者（大阪市水道局）名義の協力依頼文書の発出を想定していますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>【仕様書】</p> <p>6. 財政収支作成支援業務 仕様書6. 財政収支作成支援業務の水道料金シミュレーションにおいて、「水道メータ口径別の水道料金シミュレーションを実施し」とある一方で、「(4) 用途別料金の設定」を実施することもあります。貴市における現行の料金体系は用途別であり、口径別は採用されていないと認識していますが、用途別の水道料金シミュレーションを実施するのでしょうか。それとも、用途別は廃止して口径別の水道料金シミュレーションを実施するのでしょうか。 また、上記も含め、水道料金シミュレーションについては、何パターンかの試算を想定されていますでしょうか。 パターン数により工数が増減するため、可能であればご教示ください。</p>	<p>財政収支作成支援業務においては、発注者が作成・更新する財政収支を踏まえ、新しい水道料金体系についての検討支援を行うこととしております。 その際、水道メータ口径別の体系を基本としつつ、当局の口径や使用量の分布状況から、口径別と用途別料金のそれぞれのメリットやデメリットの論点整理を行います。したがって、用途別料金でのシミュレーションは必要ありません。 また、水道メータ口径別を採用した場合のシミュレーションについては、4パターンを想定していますが、詳細については受注者で協議のうえ決定します。 なお、当該シミュレーション結果の納品にあたって、「関連する資料一式を成果品として提出する」としてはありますが、各パターンでの試算を置き換えることができる資料（Excel形式）で提出してください。</p>
8	<p>【仕様書】</p> <p>6. 財政収支作成支援業務 仕様書6. 財政収支作成支援業務の水道料金シミュレーションにおいて、「公益社団法人日本水道協会『水道料金算定要領』に則し」とありますが、どの程度準拠すればよろしいでしょうか。「水道料金算定要領」の「3. (2) 経過措置」においては、「用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとする」とあります。貴市においては、平成27年10月に基本水量を廃止したものと認識していますが、仕様書には「(2) 基本水量の設定」を実施することありますが、再度設定を検討するのでしょうか。</p>	<p>財政収支作成支援業務においては、公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」に則し、水道料金シミュレーションを行うこととしております。準拠の程度については、同要領に示される考え方や基本的な整理方法を踏まえつつ、本市の実情（口径や使用量の分布状況）を考慮して検討を行うものとします。 なお、基本水量については、一部の使用者への設定の可能性についてその是非を検討対象としており、水道料金シミュレーションによる検証ではなく、論点整理としての検討を予定しております。</p>

No.	質 問	回 答
9	<p>【仕様書】 7.ゼミナール企画運営業務 (2)業務内容 ア ゼミナール企画運営支援 (イ)大学教員、発注者、受注者の役割分担 仕様書 7.ゼミナール企画運営業務(2)ア(イ)の役割分担表では、「タイトル、内容の企画・提案」、「ゼミナールに使用する資料作成、当日資料の準備」、「進行役の選定及び招聘」について、令和8年度は発注者、令和9年度は受注者と記載されています。 一方、同(ウ)「ゼミナールに使用する資料作成、当日資料の準備」及び同(エ)「進行役の選定及び招聘」では、受注者が実施する業務として読める記載があります。 つきましては、令和8年度における受注者の業務範囲について、同(ウ)及び(エ)に記載の業務は令和9年度業務のみに係るものであり、令和8年度に受注者が実施するゼミナール企画運営業務は、同(オ)「ゼミナールの報告資料作成」及びイ「若年層へ向けた広報の企画提案」に係る業務のみであるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
10	<p>【仕様書】 7.ゼミナール企画運営業務 (2)業務内容 イ 若年層へ向けた広報の企画提案 仕様書 7.ゼミナール企画運営業務(2)イにおいて、「また、若年層に向け、より効果的に広報できるよう、市民向け広報資料の広報の手法について、どのような広報媒体を使用するのを含めて企画提案すること。」とありますが、どの程度の検討・提案をイメージされていますでしょうか。あくまでも”こういうツール(SNS等)で発信することが考えられる”という提案を行い、そこに掲載する動画の企画・作成は含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
11	<p>【業務委託契約書(成果物型)】 仮に契約締結させて頂くに至った場合には、貴市ひな形の契約書について、下記内容をご了承頂くことは可能でしょうか(契約書文言の変更を要するものではありません)。 ①第18条(監督職員)、第24条(条件変更等) 本条を含め本契約において、受注者の執務室への立入が想定される場合は、受注者の他クライアントとの守秘義務の関係上、受入れることができず、また、提出要請される資料について、帳簿類や内部規程等、社外秘の資料の場合は対応できないこと。 ②第15条(秘密の保持) 法令・行政庁による命令・要請、日本公認会計士協会の会則に基づく調書および品質管理レビューの対応・品質管理手続に必要な範囲で情報を開示させて頂く必要があること。 受注者の内部規程を遵守する目的で、情報の複製の一部が受注者の保管する内部記録に含まれること。 受注者の使用するメールシステムを含むシステム・ツール等のクラウド化(Office 365への移行等)に伴い、ツール等の管理・保守業者がクライアントの承諾なく管理等のために秘密情報が保存されているツール等にアクセスできることを了承頂くこと。 ③第46条(受注者の解除権) 法令諸規則等の改正により、受注者の業務提供が関連法令等に抵触するとみなされる場合は、受注者より契約解除させて頂く場合があること。 ④その他 成果物はクライアントの内部利用に留めて頂く必要があること。 成果物の公表の予定がある場合、(i)公表する資料には受注者の商号、ロゴ、履行人員等に言及しないか、(ii)受注者の商号等を記載する場合にはディスクリーマーの掲載が必要になること。</p>	ご質問頂いた各事項については、当該契約書に定めがない事項として、同契約書第54条(補則)の規定に基づき、その他必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、定めるものとします。